

適格請求書保存方式

インボイス制度の
理解のために

一般社団法人全国牛乳流通改善協会

ご説明内容

1. インボイス制度導入の対策と注意点

- ◆ 適用時期
- ◆ インボイス制度の概要
- ◆ 「適格請求書発行事業者」とは・・・
- ◆ 「適格請求書」とは・・・
- 仕入税額控除とは・・・
- 仕入税額控除の要件・・・

2. 課税事業者と免税事業者- 1

3. 課税事業者と免税事業者- 2

4. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入のまとめ

インボイス制度導入の対策と注意点

インボイス制度における「**適格請求書発行事業者**」の登録申請の受付が、**令和3年10月1日から始まっています。**

インボイス制度の導入により、「**仕入税額控除**」の仕組みが今までとは大きく変わります。

特に**免税事業者は注意が必要**です。インボイス制度の仕組みを理解し、制度の本格導入に向けて対策をしましょう。

◆適用時期

令和5年10月1日から

◆インボイス制度の概要

インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは、複数税率(8%,10%)に対応した新しい税額控除のことです。

課税仕入れに係る**消費税**について**仕入税額控除**を行うには、帳簿のほか、**適格請求書発行事業者**が交付する**適格請求書(インボイス)**の保存が必要となります。**適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れは、原則として仕入税額控除ができません。**

◆ 「**適格請求書発行事業者**」とは・・・

免税事業者以外の事業者であって、所轄の税務署長に申請して登録を受けた事業者のこと。

適格請求書発行事業者でないと、インボイス(適格請求書)は発行できません。

◆ 「**適格請求書(インボイス)**」とは・・・

適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類のこと。

● **仕入税額控除**とは・・・

消費税の納付額は、売上の税額から仕入れの税額を控除して算出されます。
売上の税額から仕入れの税額を控除できることを**仕入税額控除**と呼びます。

計算方法

消費税額

=

課税売上げに係る消費税額※
(売上税額)

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

-

課税仕入れ等に係る消費税額※
(仕入税額)

↓
仕入税額控除

● **仕入税額控除の要件** . . .

令和元年の消費税10%への引上げに伴い、飲食料品等に**軽減税率8%**が適用され、これにより、**仕入税額控除は適用税率ごとの区分処理**に対応するため、

「区分記載請求書等保存方式」が採用され現在に至っています。

令和5年からはこの区分記載請求書に代わり、**インボイス制度**が導入されます。

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【 適格請求書等保存方式 】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 (いわゆるインボイス) 等の保存

ここが
変わります

課税事業者と免税事業者- 1

- 消費税の課税期間は、原則として個人事業者は暦年、法人は事業年度の基準期間(個人事業者は前〃年、法人は前〃事業年度)です。
基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要がある「課税事業者」です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告は不要です。(免税事業者)

◇免税事業者の注意点

免税事業者は**適格請求書発行事業者**にはなれず、インボイスは発行できません。そのため、取引先は**仕入税額控除ができない**ため、取引相手として、**免税事業者**は避けられることが懸念されています。

※免税事業者でも、税務署への申請により、課税事業者となることを選択することができます。

課税事業者と免税事業者- 2

インボイス制度導入による変化

	免税事業者	課税事業者 (適格請求書発行事業者)
適格請求書の発行	できない	できる
課税事業者との取引	減る可能性	そのまま
免税事業者との取引	そのまま	そのまま
一般消費者との取引	そのまま	そのまま

* 取引相手がすべて**免税事業者**や**一般消費者**である場合、インボイス制度による影響は受けません。

⇒たとえば、**宅配が100%の事業者**は、取引相手は**一般消費者**であり、大きな変化はないと思われます。但し、卸など相手が課税事業者の場合は取引への影響が懸念されます。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入のまとめ

- 請求書に記載すべき事項が変わります(登録番号の記載)
- 適格請求書は、登録を受けた事業者のみが交付できます
- 登録を受けた事業者には、適格請求書を交付する義務が生じます
- 仕入税額控除を受けるためには、適格請求書等の保存が必要となります
- 税額計算の方法が変わります(積上げ計算と割戻計算)
- 登録には、申請が必要です

- ・ インボイス制度は、これまでの消費税の考え方が大きく変わる、重要な変更です。
- ・ **課税事業者**は、これまでの「区分記載請求書」から「**適格請求書**」への**変更準備をしましょう**。
- ・ これまで**免税事業者**であった場合は、取引先状況により、**適格請求書発行事業者**になる必要があるかの検討と**課税事業者**となった場合の経営への影響について考えましょう。

**一般社団法人
全国牛乳流通改善協会**